平成２４年（フ）第３５６９号
大阪市住吉区苅田７丁目12番19号
債務者　有限会社ティ・エム企画
代表者代表取締役　小川　一二
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山津　源和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１４号
大阪府東大阪市渋川町４丁目３番39号
債務者　澤田重量株式会社
代表者代表取締役　澤田　正造
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０９号
大阪市中央区南新町２丁目４番12号
債務者　アイ・シー・シー・トレーディング株式会社
代表者代表取締役　五影　和之
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福栄　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００号
福島県郡山市鶴見坦２丁目15番１号
債務者　株式会社エクセルジャパン
代表者代表取締役　安藤　孝宗
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前10時30分
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第８１３号
愛知県東海市中ノ池４丁目２番地の13
債務者　株式会社ヒューマントレジャー
代表者代表取締役　谷口　光正
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６４号
北海道帯広市西23条北１丁目８番５号
債務者　有限会社こにし
代表者代表取締役　小西　正剛
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
北海道帯広市西３条北２丁目３番地３
債務者　吉田青果蔬菜移出株式会社
代表者代表取締役　榊原　照美
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　茂雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前11時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
高知県土佐郡土佐町田井1570番地
債務者　有限会社吉野川流域林業
代表者代表取締役　和田　義光
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前11時
高知地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１２号
北海道登別市富士町７丁目24番地１　ハイツ愛102、前住所北海道登別市若草町２丁目14番地10
債務者　立石　照雄
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３５６８号
神戸市東灘区住吉東町２丁目３番20―712号
債務者　長田　正三
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田明日香
4　破産債権の届出期間　平成24年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０６号
名古屋市中村区長戸井町２丁目20番地
債務者　岩瀬　忠義
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　一博
4　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５９号
京都市南区吉祥院清水町23番地１　グレース西大路501、従前の住所地京都市右京区西京極堤下町46番地５
債務者　金谷印刷こと金谷勝雄こと　金　勝雄
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　隆志
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６９号
名古屋市北区西味鋺４丁目530番地　市営西あじま荘２棟310号
債務者　神林　保
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　友
4　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４５８号
札幌市東区北26条東13丁目２番25―102号
債務者　平本　道夫
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　猛
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５５２号
東京都羽村市富士見平１丁目18　羽村団地４―303
債務者　久保　龍哉
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳賀　成之
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
東京地方裁判所民事第20部